(2)　統括事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等に関する計画において、取得価額（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下同じ。）が、機械又は装置にあっては二千万円以上、建物及びその附属設備又は構築物にあっては一億円以上であるものを取得することが見込まれる法人

ハ　資本金の額が一億円以上の法人

ニ　特定多国籍企業と密接な関係を有する法人として、次のいずれかに該当する法人

(1)　当該特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人

(2)　当該特定多国籍企業及びその子法人等が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（(1)に掲げる法人を除く。）

2　前項第六号イ及びニ並びに第四項の「特定多国籍企業」とは、次の各号のいずれにも該当する法人をいう。

一　法人の本店又は主たる事務所が所在する国等以外の国等に当該法人（次項において「特定法人」という。）の子法人等を設立している法人

二　国際的規模で事業活動を行っていると認められる法人として、法人及びその子法人等が、その本店又は主たる事務所が所在する国等を含む二以上の国等に主たる事業に係る事務所、店舗、工場その他の固定施設及び当該事業を行うに必要と認められる当該事業に従事する者を有していることその他事業活動を行うために必要な実施体制を整備しているもの

三　高度な知識又は技術を有すると認められる法人として、我が国以外の国等における統括事業の実施に関し相当の実績（その子法人等による実績を含む。）を有するもの

3　第一項第六号イ及びニ並びに前項の「子法人等」とは、次のいずれかに該当する法人をいう。

一　特定法人がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人

二　特定法人及び前号に掲げる法人が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（特定法人がその総株主等の議決権を保有している場合に限り、前号に掲げる法人を除く。）

三　特定法人の総株主等の議決権の過半数を保有している法人及び特定法人が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（特定法人がその総株主等の議決権を保有している場合に限り、第一号に掲げる法人を除く。）

四　特定法人及び前号に掲げる法人が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（特定法人がその総株主等の議決権を保有している場合に限り、第一号に掲げる法人を除く。）

4　第一項第六号イの「親法人等」とは、次のいずれかに該当する法人とする。

一　当該特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人

二　当該特定多国籍企業の総株主等の議決権の過半数を保有している法人

三　前号に掲げる法人がその総株主等の議決権の過半数を保有している他の法人（当該特定多国籍企業を除く。）

四　当該特定多国籍企業及び前三号に掲げる法人が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している他の法人（当該特定多国籍企業及び前三号に掲げる法人を除く。）

第十六条第一項に次の一号を加える。

四　統括事業を実施する法人にあっては、当該統括事業に関する出資等の実績

第十八条第二号中「（第九号ロ」の下に「及び第十号ロ」を加え、「（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この号及び第九号ロにおいて同じ。）」を削り、同条に次の一号及び三項を加える。

十　統括事業を実施する法人にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

イ　特定多国籍企業（我が国において新たに統括事業を行う法人を設立しようとする当該特定多国籍企業に限り、その親法人等が既に我が国において当該統括事業を行っている場合における当該特定多国籍企業を除く。）により我が国において設立される法人（当該法人が統括事業を実施するために必要な施設の整備及び高度な知識又は技術を有する人材の確保その他の措置を行うために、当該法人を設立する特定多国籍企業、当該特定多国籍企業の子法人等又は当該特定多国籍企業の総株主等の議決権の過半数を保有している法人が、当該設立される法人、当該特定多国籍企業（内国法人に限る。）、当該特定多国籍企業の子法人等（内国法人に限る。）又は当該特定多国籍企業の子法人等が総株主等の議決権の過半数を保有している法人（内国法人に限る。）に出資を行い、これらの法人の資本金の額を統括事業の実施期間（指定特定事業法人事業実施計画に記載された希望する指定の有効期間をいい、当該希望する指定の有効期間が五年を超える場合には第二十条第一項の申請書の提出の日から五年間とする。ロにおいて同じ。）中に総額五億円以上増加させることが見込まれる場合において設立されるものに限る。）

ロ　統括事業の確実な実施を図ることが見込まれる法人として、次のいずれかに該当する法人

(1)　統括事業における雇用の確保に資する法人として、次のいずれにも該当する法人

(i)　統括事業に常時使用する従業員の数の見込みが、統括事業の実施期間の初年度においては十人以上、その最終年度においては十八人以上である法人

(ii)　統括事業に常時使用する従業員の年間の給与の合計額の見込みが、統括事業の実施期間の初年度においては八千万円以上、その最終年度においては一億五千万円以上である法人

(iii)　統括事業に常時使用する従業員が国内に居住する者である法人

(iv)　統括事業に常時使用する従業員が外国人である場合には、当該外国人が統括事業の実施に必要な在留資格を有する者である法人

(2)　機械建物等取得計画において、取得価額が、機械又は装置にあっては二千万円以上、建物及びその附属設備又は構築物にあっては一億円以上であるものを取得することが見込まれる法人

ハ　資本金の額が一億円以上の法人

ニ　特定多国籍企業と密接な関係を有する法人として、次のいずれかに該当する法人

(1)　当該特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人

(2)　当該特定多国籍企業及びその子法人等が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（(1)に掲げる法人を除く。）

2　前項第十号イ及びニ並びに第四項の「特定多国籍企業」とは、次の各号のいずれにも該当する法人をいう。

一　法人の本店又は主たる事務所が所在する国等以外の国等に当該法人（次項において「特定法人」という。）の子法人等を設立している法人

二　国際的規模で事業活動を行っていると認められる法人として、法人及びその子法人等が、その本店又は主たる事務所が所在する国等を含む二以上の国等に主たる事業に係る事務所、店舗、工場その他の固定施設及び当該事業を行うに必要と認められる当該事業に従事する者を有していることその他事業活動を行うために必要な実施体制を整備しているもの

三　高度な知識又は技術を有すると認められる法人として、我が国以外の国等における統括事業の実施に関し相当の実績（その子法人等による実績を含む。）を有するもの